

## 診療用エックス線装置備付届

年 月 日

保健所長 あて

管理者住所

管理者氏名

次のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

1 病院又は診療所の 名称及び所在地	TEL ( )			
2 診療用 エックス 線装置に 関する事 項	製作者名			
	型式			
	定格出力	連 続	k V	m A
		短時間	k V	m A
		蓄放式	k V	μ F
エックス線管の数	管球			
用 途	一般撮影 ・ 透視 ・ C T ・ 歯科用 骨塩定量分析 ・ 輸血用血液照射 その他 ( )			
3 エックス 線診療に 従事する 者の氏名 及び経歴	氏名	職種	エックス線診療に関する経歴	
4 備付年月日	年 月 日			

5 診療用エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要	共通	エックス線管容器及び照射筒のろうえい放射線量	治療用装置	定格管電圧50キロボルト以下	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時以下・超える	
			治療用装置	定格管電圧50キロボルト超える	焦点から1mの距離における空気カーマ率 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時以下・超える 300ミリグレイ毎時以下・超える	
			口内法撮影用装置	定格管電圧125キロボルト以下	焦点から1mの距離における空気カーマ率	0.25ミリグレイ毎時以下・超える	
			コンデンサ式装置	充電時で照射時以外のとき	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	20マイクログレイ毎時以下・超える	
			上記以外の装置		焦点から1mの距離における空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時以下・超える	
	附加濾過板	口内法撮影用装置	定格管電圧70キロボルト以下	有 ( mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただし、アルミニウム当量1.5mm以上のこと)			
		乳房撮影用装置	定格管電圧50キロボルト以下	有 ( mmアルミニウム当量又は mmモリブデン当量) (ただし、アルミニウム当量0.5mm以上又はモリブデン当量0.03mm以上のこと) 無			
		輸血用血液照射装置、治療用及び上記以外の装置		有 ( mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただし、アルミニウム当量2.5mm以上のこと)			
	移動型及び携帯型エックス線装置の使用条件、保管条件						
	透視用装置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率)		高線量率透視制御を備えていない装置	50ミリグレイ毎分以下・超える		
				高線量率透視制御を備えた装置	125ミリグレイ毎分以下・超える		
		タイマー (透視時間が積算及び一定時間経過した場合に警告音等を発することができるもの)		有 ・ 無			
		焦点皮膚間保持装置 (30cm) (ただし、手術中に使用する装置は20cm以上)		有 ・ 無			
				30cm未満で照射することを防止するインターロック	有 ・ 無		
		利用線錐可動しぼり装置		有 ・ 無			
		利用線錐中の蛍光板、受像器を通過したエックス線の遮蔽		接触可能表面から10cmの距離に空気カーマ率	150マイクログレイ毎時以下・超える		
	透視時の最大照射野を3cm超える部分の遮蔽		接触可能表面から10cmの距離に空気カーマ率	150マイクログレイ毎時以下・超える			
	被写体の周囲の利用線錐以外のエックス線の遮蔽装置		有 ・ 無				

5	診療エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要	撮影用装置 (胸部集検用間接撮影装置を除く)	エックス線照射野を絞る装置 (CTエックス線装置を除く)	有	・	無		
			口内法撮影用エックス線装置	照射筒の端における照射野直径6.0cm 以下	・	超える		
			焦点皮膚 間距離 (骨塩定量 分析装置 を除く)	口内法 撮影用 装置	定格管電圧70 キロボルト以下	1.5 cm以上	・	未満
					定格管電圧70 キロボルト超	2.0 cm以上	・	未満
				歯科用パノラマ断層 撮影装置	1.5 cm以上	・	未満	
				移動型及び携帯型装 置	2.0 cm以上	・	未満	
				CTエックス線装置	1.5 cm以上	・	未満	
				乳房撮影用エックス線 装置(拡大撮影に限る)	2.0 cm以上	・	未満	
			上記以外の装置	4.5 cm以上	・	未満		
			操作場所	移動型及び携帯型及 び手術中に使用する 装置	エックス線管焦点及び患者から2 m 以上	・	未満	
	移動用(携帯用)装置の保管場所							
	胸部集検用間接撮影装置	受像面有効面積外照射防止装置 (角錐型照射筒)	有	・	無			
		受像器の一次防護遮蔽体 (装置の接触可能表面から10cmの距離にお いて空気カーマ1.0マイクログレイ/1ばく射以 下)	有	・	無			
		被照射体周囲の箱状遮蔽物 (装置の接触可能表面から10cmの距離にお いて空気カーマ1.0マイクログレイ/1ばく射以 下)	有	・	無			
治療装置		インターロック (近接照射治療装置 を除く)	有	・	無			
輸血用血液照 射装置		使用時の機器 表面実効線量 6 $\mu$ S v / h	以下	・	超える			
骨塩定量分析 装置		使用時の機器から 1 m離れた場所 6 $\mu$ S v / h	以下	・	超える			
6 エックス線診療室の 放射線障害防止に関 する構造設備の概要		診療室の天井、床、 周囲の壁、出入口の 扉、窓等の遮蔽	隔壁の外側における実効線量1 m S v / 1 週間 以下	・	超える			
	操作室	有 (理由 )	・	無				
	エックス線装置 使用中表示装置	有	・	無				
	エックス線診療室で ある旨を示す標識	有	・	無				

7 エックス線診療室の放射線障害防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域の設定		添付書類（平面図）のとおり		
		管理区域の境界		境界における実効線量1.3 mSv/3ヶ月を超えない措置 有 ・ 無		
		立入制限措置		有 ・ 無		
		標識		有 ・ 無		
	注意事項の掲示等	注意事項の掲示	患者	有 ・ 無		
			従事者	有 ・ 無		
		敷地内居住区域及び境界		境界における実効線量250 μSv/3ヶ月を超えない措置 有 ・ 無		
		入院患者の被曝防止（放射線治療患者を除く）		病室における実効線量1.3 mSv/3ヶ月を超えない措置 有 ・ 無		
		放射線診療従事者等の被曝防止	被曝線量測定用具	フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・リングバッチ その他（ ）		
			防護用具	有 ・ 無		

#### 添付書類

- 1 エックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 放射線量率測定結果報告書（別紙1及び別紙2）

#### 注意事項

- 1 エックス線診療室の平面図及び側面図には、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明示すること。
- 2 診療室の平面図及び側面図は照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の境界、標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に朱線で記入すること。  
ただし、歯科用診療室は、25分の1又は50分の1の見やすい縮図とすること。
- 4 輸血用血液照射装置に係る届出のエックス線診療に従事する者の氏名及び経歴の欄は、医療従事者の氏名、職種等を記入すること。